

ふるさと足寄応援寄附推進事業

協力事業者の募集について

ふるさと納税（寄附金）制度による本町への寄附推進と地元特産品などのPR、販売推進および地元企業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者にお礼の品として贈呈する商品やサービスを提供する事業者を募集しています。（以下「協力事業者」。）ふるさと納税特産品として採用されると、ふるさと納税パンフレットへの掲載や本町ホームページ等でのPRを行います。ふるさと納税を通じ、特産品を全国にPRできる絶好の機会となりますので、ぜひご応募ください。

【事業イメージ図】



1 協力事業者の申込み要件

次の要件に全て適合していること。

- (1) 町内に事業所（工場等を含む。）を有する法人又は個人であって、町税その他町に対する債務の滞納がないこと。
- (2) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等ではないこと。

※上記要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと判断した際は、参加できない場合があります。

2 募集するお礼の品

- (1) 次の条件を満たしている商品等
 - (ア) 足寄町の魅力発信に繋がるもので、かつ、町内で生産、採取、加工、サービス等が行われている商品等であること。
 - (イ) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。
（ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱いを可とします。）
- (2) 寄附金額設定
商品価格・送料等の設定についてはご相談ください。

3 協力事業者のメリット

- (1) 町のホームページ・パンフレット等にお礼の品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 寄附者へのお礼の品の送付の際に、協力事業者独自のパンフレット等を同封することで、商品PRや再注文の期待ができます。

4 応募期間

随時受付中です。役場総務課企画財政室地方創生推進担当へご相談ください。

5 その他

お申し込みは、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」・「楽天」・「ふるなび」または町ホームページから受け付けています。ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

詳細 役場総務課企画財政室地方創生推進担当 25-2141（内線 316・319）

